

## 国民健康保険(国保)の資格異動、退職者医療制度の届出をお願いします

### 【資格異動の届出】

加入している医療保険が変わった方は、資格異動の日から14日以内に担当課へ届出をしてください。

届出が遅れると、その間にかかった医療費は全額自己負担となる場合があります。

### ■国保資格ができるとき

○国保の資格を有する方が西条市に転入したとき(転入時に申し出てください)

○退職などで、職場の健康保険をやめたとき(社会保険喪失証明が必要です)

○健康保険の扶養家族でなくなったとき(社会保険喪失証明が必要です)

### ■国保資格がなくなる時

○市外へ転出したとき(転出手続き時に西条市で使っていた保険証を市役所へ返却し、転入先で新しい保険証の交付を受けてください)

○就職などで職場の健康保険などに加入したとき(加入している社会保険証の原本が必要です)

○死亡したとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生が卒業したとき

### ■住所地特例を受けるとき、更新するとき

○学校に通うため、市外に住所を移している学生(在学証明書が必要です)

○市外の福祉施設に入所するとき(在所または入所証明書が必要です)

### 【退職者医療制度への届出】

国保退職者医療への届出をしていただく、西条市国保で負担する医療費の軽減につながります。高騰する医療費に対応するため、対象の方は届出をお願いいたします。

※保険証に④の印がある方は届出の必要はありません。

### ■退職者医療制度の対象者

次の事項すべてに該当する方とその扶養者です。

○国保の加入者で、65歳未満の方

○厚生年金または各種共済組合等の年金の受給権が発生している(年金証書が送られてくる)方で、それらの加入期間の合計が20年以上

または40歳以後に10年以上ある方(国民年金の加入者は除きます)

### ■届出に必要なもの

年金証書、身分証(運転免許証等)、印鑑、国民健康保険証(扶養者がいれば、その方の保険証も必要です)

### 【問合せ】

○市庁舎本館市民生活課 市民係

TEL 0897-5211211

○各総合支所市民福祉課

市民保険係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

### 医療費から見た病類別統計がまとまりました

国民健康保険に加入している市民の皆さんが、昨年5月に医療機関で治療を受けた、1カ月分の医療費から見た病類別統計がまとまりました。

最も高い比率を占めるのは生活習慣病と呼ばれる高血圧、脳梗塞、心臓病などの循環器系疾患が約19%、次に統合失調症等の精神、行動の障害が約15%となっています。

医療費は今後も増えていくことが予想されます。医療費が増える理由は高齢化などさまざまな理由がありますが、医療に対する意識に関わるものもあります。医療費が増える

ことは、国保の財政を圧迫し、国保税の引き上げにもつながりますので、日頃から健康づくりと医療費の節約を心がけましょう。

### ■上手な受診のための注意点

○一つの病気で多くの病院にかかる、各々の病院で初診料がかかり費用が高くなります。

○時間外、休日、深夜の受診には、それぞれ割増料金がかります。

○必要以上にたくさん薬を欲しがると、その分薬代が高くなります。

○信頼できるかかりつけ医を持つと、病歴などを把握した上で診療してもらえるので安心です。

○定期的に健康診断を受けると、病気を早期に発見・治療することができ、健康管理にも役立ちます。

※国保では重複受診・多数受診の抑制を目的に、一部の方を対象として訪問指導を実施しています。

### ■問合せ

市庁舎本館国保医療課 国保係

TEL 0897-5211447

### ▼病類別医療費の内訳▼

<平成20年5月診療分> 国保医療費：7億8,415万円  
1人当たり：2万5,269円

